



## 介護保険制度による 障害者控除対象者認定

65歳以上の高齢者で障がいのある人は、障害者手帳等の交付を受けていない場合でも、所得税と住民税の「障害者控除」が受けられる場合があります。

ただし、市町村長から障がい者等に準ずる者として「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることが必要です。

**対象** 次の①～③すべてに該当し、さらに④～⑥のうちいずれかの状態である場合

- ①本人または扶養者が、所得税または住民税の課税対象者であること
- ②平成28年中に要介護認定を受けている人
- ③障害者手帳等の交付を受けていない人

④認知症状を有する人、あるいは認知症と診断されている人

⑤日中は寝たり起きたりの生活をしていて、介助なしには外出できない人

⑥生活全般に介助が必要な人(ほとんど寝たきりの状態の人)

**申請方法** 次のものを持参し、申請窓口にある申請書に必要事項を記入のうえ、申し込み

- ・申請者の印鑑
- ・対象者の介護保険被保険者証

### 申請窓口

- ・介護保険課(総和福祉センター「健康の駅」)
- ・総和庁舎市民総合窓口課
- ・古河庁舎市民総合窓口室
- ・三和庁舎市民総合窓口室

**その他** 「障害者控除対象者認定書」は、介護認定の資料・記録等と控除基準とを照合のうえ、障がいの程度について判定

を行い、後日発行します  
※申請しても判定により、該当しない場合があります。

**問** 介護保険課(総和福祉センター「健康の駅」)

☎92-4921

## 介護おむつに係る費用の 医療費控除での取り扱い

所得税と住民税で介護おむつ代の医療費控除を受けるためには、医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、介護保険法に基づく市町村発行の「確認書」に代えることができます。

**対象** 次の①～④すべてに該当する人

- ①本人または扶養者が、所得税

# 1月の各種相談

区分	期日	時間	場所	予約等	問い合わせ・予約
市民の 法律相談	1月13日(金)	午後1時～4時40分 (1人30分間、弁護士が対応します)	古河庁舎市民相談室	1月4日(水) 午前8時30分 から予約受付 ※法律相談は 同じ案件での 再相談はでき ません。	☎市民総合窓口課 ☎92-3111 ※内容により相談をお受け できない場合があります。
	1月17日(火)		三和庁舎3階会議室A		
	1月19日(木)		総和庁舎4階会議室		
	1月27日(金)		古河庁舎市民相談室		
税務相談	1月10日(火)	午後1時30分～ 4時30分	古河庁舎市民相談室	1月4日(水) 午前9時から 予約受付	関東信越税理士会古河支部 ☎0297-20-8830(野口)
在住外国人 生活相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分	総和庁舎ふるさと館	母国語での相談 は事前電話予約	☎企画課(在住外国人支援 センター)☎92-3111
			要相談	予約制	☎企画課(古河市国際交流 協会事務局)☎92-3111
女性相談 家庭児童相談	月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時15分	総和庁舎	予約不要	☎子育て支援課 ☎92-3111
DV相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	非公開 ※面接希望の場合は、 事前にご連絡ください。	予約制	古河市配偶者暴力 相談支援センター ☎92-7209
出張年金相談	1月18日(水)	午前10時～ 午後2時30分	古河商工会議所 [鴻巣1189-4]	12月19日(月)～ 予約制	下館年金事務所 ☎0296-25-0829